

平成27年度 第3回 安曇野市自治基本条例制定市民会議 会議概要

1	審議会名	平成27年度 第3回 安曇野市自治基本条例制定市民会議
2	日時	平成28年2月3日 午前10時から正午まで
3	会場	本庁舎 3階 会議室301
4	出席者	木村アドバイザー、田村委員、内川委員、平林委員、内田委員、那須委員、米澤委員、市川委員、丸山委員、今泉委員、大江委員、百瀬委員、望月（静）委員、中田委員、熊井委員、岡本委員、大神委員
5	市側出席者	堀内市民生活部長、宮澤地域づくり課長、高山課長補佐兼まちづくり推進係長、金子まちづくり推進係主査
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	10人 記者 1人
8	会議概要作成年月日	平成28年2月4日

協 議 事 項 等

1	会議の概要
(1)	開会
(2)	会長あいさつ
(3)	協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画の概要について
(4)	報告事項
	①前回の会議概要について（資料1）
	②前回の審議に対する市民の意見について（資料4）
(5)	議事
	①安曇野市自治基本条例（仮称）の項目ごとの検討について
	〈前回の審議項目の再審議〉（資料2、資料3、資料5、資料6）
	ア 前文
	イ 総則
	ウ 市民の役割
	エ 市の執行機関の役割
	オ 議会の役割
	〈本日の審議項目〉（資料3、資料7、資料8、資料9）
	ア「地域コミュニティ」について、表現は「区」、「地域コミュニティ」、「その他」
	イ「区」
	・加入についての文言
	・市との関係
	ウ 市政運営
	エ 市政（まちづくり）への参加推進
	②その他
(6)	閉会

2	会議事項概要
(1)	開会
	【内川副会長】定刻となりましたので、ただいまから第3回安曇野市自治基本条例制定市民会議を開催します。それでは会長よりごあいさつをいただきます。

## (2) 会長あいさつ

【田村会長】今日は第3回ということで、議論を具体的に、また、皆さんの意見を集約しながらきちんとしたものにしていきたいと思います。今回も皆さんの活発なご議論等、よろしくお願いします。

## (3) 協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画の概要について

【田村会長】前回、委員より協働についての共通認識が必要との意見をいただいています。本基本方針、行動計画について事務局より説明をお願いします。

【事務局】「協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画（冊子版）」に基づき、本基本方針及び本行動計画の概略について説明。

【田村会長】事務局から自治基本条例のベースとなる協働のまちづくり推進基本方針及び行動計画の概略について説明がありました。これについて質問、ご意見等あればお願いします。

## (4) 報告事項

①前回の会議概要について（資料1）

②前回の審議に対する市民の意見について（資料4）

【事務局】前回の会議概要については事前に送付させていただいているため省略します。この自治基本条例制定市民会議については、会議の終了後に早めに会議録等をホームページに掲載し、市民より意見をいただくこととしています。今回もご意見をいただきましたので紹介します。

（資料4）市民ワークショップの参加者より、前回説明したワークショップの報告書の中の住民投票の項目の中で、逐次型として盛り込むとありましたが、常設型についても意見があつて両論併記としたはずだと、この点についてははっきり委員の皆さまにお伝えするべきであるご指摘をいただきました。ご指摘のとおりで、改めてそのように追加させていただきます。また、（資料7）にはその点追加してあります。

次に、前回の会議概要につきまして、A委員より発言の内容が落ちていたというご指摘がありました。この点について、A委員よりご説明をお願いします。

【A委員】前回の会議概要の2ページ中ほどについて、アンケートの回収率が低かったわけですが、私はそのような発言はしていません。市の博物館構想策定委員会で同様のアンケートを取って42.1%と同じような数字なので、自治基本条例に関するアンケートの回収率も妥当な数字ではないかという風に申し上げました。併せて、古厩区は約4割の区の加入率で、そういう区があると問題提起として挙げさせていただきましたが、これが漏れています。次に、4ページの中ほど、「先人の事例を踏まえて・・・」とありますが、もっと具体的に発言をしています。前回の発言では、江戸時代にも自治はあったのだと、拾ヶ堰開削200年という年に当たりますが、市の広報のどこを見てもそのようなことは書いていない。これは残念だと。それから、貞享義民騒動もこれは自治の基本的なあり方として参考となるのではないかということで挙げさせていただきました。これは条例に盛り込むかどうかということではなく、会議の席で発言させていただいたということです。最後に6ページについて、情報公開とありますが、先ほど冊子の説明で協働のまちづくりは「情報の共有」とありましたので、あえて言葉として挙げさせていただきました。また（資料6）で用意していただいた計画類の一覧について、安曇野市には計画類が54件ありますが、図書館に所蔵されているのは30件です。このような計画書類は図書館に是非置いていただきたいと意見を伝えてきましたが、あと22件は入っておらず、残りの2件は古い計画です。一番重要な地域防災計画は24年度の修正分だけで26年度の修正分が入っていませんでした。それから、行財政改革大綱、これは第一次、二次だけで三次が入っていません。また、今、アウトソーシングの議論も進んでいる中で、アウトソーシング計画も26年度

のものしか入っていません。図書館にそういうものが無ければこれは問題だと思い、お知らせしたところです。

**【事務局】** A委員からお話しがあった点については訂正をさせていただきます。この会議概要については一字一句全て記録しているわけではありません。市民より意見をいただきたく、早めにホームページに掲載するために、ある程度意見をまとめさせていただいています。そのため、意図と異なる表現も出てきてしまうこともあろうかと思えます。一つの方法として、一度、委員の皆さまに会議概要を送らせていただき、ご確認後にホームページに掲載するという方法もあろうかと思えますがいかがでしょうか。

**【田村会長】** A委員の発言に対しまして、事務局よりその対応について提案がありました。事務局ではスピードをもって市民に知らせるということで、委員の確認前にホームページに載せたということです。今後は、一度、委員の皆さまに見ていただいてからホームページに載せるということですが、いかがでしょうか。（異議なし）それでは、一字一句という訳にはいかないですが、全体的な文脈等、大きく差異がなければ事務局にお任せ願いたいと、私から付け加えさせていただきたいと思えます。

## (5) 議事

### ①安曇野市自治基本条例（仮称）の項目ごとの検討について

#### 〈前回の審議項目の再審議〉

- ア 前文
- イ 総則
- ウ 市民の役割
- エ 市の執行機関の役割
- オ 議会の役割

**【田村会長】** 前回の審議内容のまとめをベースに、一つ一つある程度方向性を出していきたいと思えます。前回の審議内容のまとめについて事務局より説明をお願いします。

※事務局より、（資料9）「自治基本条例に関するアンケート【抜粋】」より、前回の審議に関わる項目について結果内容を説明。また、（資料2）に基づき、前回の各委員の意見及び条例に盛り込む内容（案）について説明。

**【田村会長】** それではここで木村アドバイザーよりコメントをいただきたいと思えます。

**【木村アドバイザー】** 非常に気にしていたのは「市民の定義」です。前回の会議の中で基本的な線は見えていたと思えますが、企業や事業所の扱いをどうするか。市民へのアンケートの中で、安曇野市政に関して良いところ、良くないところという質問をしていますが、回答で数が大きいのが、「雇用環境を整えてほしい」ということでした。また、良いところで圧倒的に多いのが「自然環境」ということでした。雇用や生活の心配が非常に強いので、市民の定義に企業や事業所を外すことはできないと思っていました。また、市で活動する団体についても、協働についての市の基本的な考えの中で「市民活動団体」ということが出てきていますので、この辺までを市民に含めるということだと思えます。「市に土地を所有する人」までは含めなくても良い、というところである程度固まってきているのかなと思えます。また、「最高規範」については謳って良いだろうと、ただし、本質的には重要でないですが、どこに記載するかについては前文に入れればどうかという意見が大半だったということで、次の段階に非常に進みやすくなったのではと思えます。それから議会について、議会基本条例が先行されているの

で、結果としてあまりダブらせないで基本的なことだけにしていきましょうという方向性が出たと思います。市の執行機関については、市民が市政に参加しやすい環境をどのようにつくるかということをしっかり盛り込んでいこうと、これは2か所、3か所ぐらいに出てきても構わないと思います。区についても色々問題を抱えているところもあるのだから、そういうところにちゃんと手を差し伸べて、きちんと成り立っていくように行政に動いてもらいたい、というようなことを入れていってよいのだらうと思いました。

**【田村会長】**事務局より説明、またアドバイザーよりお話しがありましたが、前回の審議項目について、順番に再度審議していきたいと思います。まず前文ですが、ご意見のある方はお願いします。

**【委員】**前文に盛り込む内容について、「安曇野北アルプスの～」という表現はここに住んでいれば十分に分かっていることなので不要、もしくは簡潔に入れる程度でよいと思います。

**【委員】**市外に転勤した経験より、安曇野に来ると山が大変美しく、山の恩恵により水や空気や大地があると思います。他県の方に聞くと、山が美しいということと、「安曇野」という知名度が大変大きいです。山の恩恵を受けて「安曇野」があるので、是非、安曇野の自然の豊かさ、アルプスの山々について前文に入れてほしいと思います。

**【委員】**前回「北アルプス～」を不要と発言したのは私ですが、なぜかという、他の数あるほとんどの計画の中で記載があり、全てのところに載せるまで必要かと思い発言させていただきました。次に、「安曇族の・・・」とありますが、これについては諸説あるので現段階では載せない方がよいと思います。また、合併について載せるかどうかというところで、一体感の醸成ということがあります。これは確かに大切ですが、日頃思うのは、一体感というのは合併して10年経ったから生まれるというものではなく、自然な形で生まれてくるもので、むしろ、「合併前の町村の特性を活かしながら・・・」という言い方がよいように思いました。

**【委員】**豊かな自然も緑も守っていかなければなくなってしまうものだと思いますので、是非、その辺の意味合いも込めて自然について少し触れていただければ優しい条文になるのかなと思います。

**【田村会長】**他に意見はありますか。無いようでしたら、今の意見を含めて最適な条例ができるように努力をしていきたいと思います。次に総則についての審議をお願いいたします。

**【委員】**総則の「まちづくり」の定義について。顕在化していない様々な技術や専門性を持つ方が安曇野市にもいらっしゃると思うので、そういう人材の掘り起しやそのような方々の多様性を安曇野市の活力に変えるということを加えても良いかと思います。

**【委員】**総則の「自治」の定義について、「参加」か「参画」か、という表現の違いについてあります。他市町村の条例ではほとんど「参加」という表現が使われています。しかし、参加と参画はずいぶん違うと思います。「参加」と言うと言行けばよいという感じがあり、「参画」と言うところそこにきちんと責任をもって自分が関わっていくという意味合いが入るように思います。そういう意味では個人的には「参画」という言葉を使いたいなと思います。

**【委員】**「参加」か「参画」か、ということですが、「参加」するということは市政に参加して行動もしていくという意味も含まれると思います。「参画」と言うと言画段階に参加してということで、計画だけに入っていてよいのか、行動まで起こして実際に市政と一緒にやっていくということだと「参加」になると思うので、その辺の意味合いをきちんと踏まえた上で議論した

方が良いと思います。

【木村アドバイザー】私はこれまで「参加」と言ってきましたが、言葉の定義は辞書で調べても似たようなものになっていると思います。ここでは、「参加」と聞いた時にどういうことをイメージして、「参画」と聞いた時にどういうことをイメージするのかという、一般的な受け取りに従って、できるだけ広範囲に、なおかつ深く住民、市民が関わられるような表現になればそれで良いのだろうと思います。

【委員】項目の「市民の権利」について、基本的な市民の権利として、市長、市議会議員を選ぶ権利、市政に対して直接ものを言う権利、各条例の制定、改正、改廃ということにも参画する権利、市議会の解散権、議員・市長の解任、または事務の監査、ということもあると思いますが、このような点についてはどのように考えればよいのでしょうか。

【木村アドバイザー】今、おっしゃられたことは全て地方自治法という法律に書いてあります。しかし、こうでなければならぬということはありません。既に書いてあるからそれは良いという考えもありますし、こういうことが書いてあることを知らない人もいるだろうという考えもあります。それは意見を出していただければと思います。しかし、あまり細かくは書き込めないだろうと思います。かなり条例が抽象的にはなってくるので、一つ一つの権利を細かくしてしまうと、その手続き等も含め、膨大な条例になってしまうと思います。

【委員】項目の「市長の役割」について、「選挙時の公約を総合計画に反映する・・・」とありますが、ワークショップの時にも出てきたので入っていると思いますが、これは慎重に考えた方が良いと思います。

【委員】項目の「市の執行機関の役割」について、市長、職員、執行機関の3つで足りているのかどうか良く分かりません。つまり、職員と、市の執行機関ということは重複するような気がするのですが、どのようなポイントでこの3つに分けているのでしょうか。

【木村アドバイザー】これは言葉が一般に浸透していないので、人によっては何を言っているのかわからないという可能性があります。執行機関というと、市政を運営していく上で色々なことを実行する実働部隊のことで、まず市長がいてそれをサポートする職員がいて、また、教育委員会や農業委員会なども含まれます。そういうことで言うと、市長と言えばその後ろに職員も含まれるという考えもありますが、これまでのワークショップや会議の中では、職員がもっと頑張りなさいという意見が大変強かったので、あえて市長と職員を分けたと考えてもらえば良いと思います。ここは、できるだけ市民が見てパッとわかりやすいものになれば良いと思いますので、他にわかりやすい安曇野流の独特な表現があればそれが良いと思います。

#### 〈本日の審議項目〉

ア「地域コミュニティ」について、表現は「区」、「地域コミュニティ」、「その他」

イ「区」

- ・ 加入についての文言
- ・ 市との関係

ウ 市政運営

エ 市政（まちづくり）への参加推進

【田村会長】前回の審議内容については皆さんから伺った意見の方向でまとめていきたいとします。次に、本日の審議項目に入らせていただきます。事務局から説明をお願いします。

※事務局より、（資料7）「他自治体の自治基本条例の構成」より、他自治体における地域コミュニティに関する項目内容について説明。また、（資料8）「安曇野市における区とは」により、区マニュアルにおける区の定義について説明、また、（資料9）「自治基本条例に関するアンケート【抜粋】」より、区の加入状況ほか関連するアンケート結果について説明。

【木村アドバイザー】ここは様々ご意見があるところだと思います。市の中のグループ分けをどうするか、という時に、ワークショップでも、基本は「区」とあるという結論が出ています。そこで、区が身近な単位であることを基本的に盛り込んでいくとしても、前文や総則、執行機関等と同じように、章のタイトルを設けて盛り込むかどうか、また、その中に盛り込んでいく場合、タイトルが「地域コミュニティ」という横文字の表現がわかりやすいかということです。区の加入に関しては、「加入するものとする」、「加入しなければならない」等、各自治体で表現は違います。また、区を基本とするならば、区がどのような役割をもつのか、また、そこに市がどのようにコミットしていくのか、その辺がはっきりしてくると良いと思います。

【委員】「地域コミュニティ」という表現になると、漠然としすぎていて何のことかわからない方が多いのではないかと思います。小諸市では「区等」という表現を使っていますが、これは濁しつつもわかりやすいと思います。また、加入については、小諸市では「加入しなければならない」というはっきりとした表現になっていますが、今の段階で区が法律で決められたものではない以上、そこに強制参加ということはあまり良くないのではないかと思いますので、「促進する」というような表現の方が良いと思います。また質問ですが、小諸市では区長についてかなり記載があります。これは、小諸市の場合は区長に対して手当等があるというような文章になっているのかと思いましたがどうなのでしょう。

【田村会長】まず、表現についていかがでしょうか。

【委員】質問ですが、「地域コミュニティ」を適切に和訳するとすればどんな表現になるのでしょうか。

【木村アドバイザー】直訳すると「地域共同体」になります。これではかえって分かりにくくなると思います。自治会は任意の団体なので、法的に位置付けられているものではありません。そこで新しい法律で「地域自治区」というのができて、法的に自治会のようなものを位置付けることもできるようになりました。これは飯田市で導入していますが、ほとんどは導入していません。項目のタイトルには先ほど委員より意見がありましたように、「地域コミュニティ」ではなく、最初から「区」というタイトルにすれば良いではないか、という意見もあります。またもう少し小さい単位を含めて「区等」とするという考えもあります。横文字が入ると分からない方も出てくるのではないかと思いますので、和訳すると余計分からなくなります。

【委員】安心しました。条例は住民にわかりやすくという軸があり、また、一方では理念型の条例にしたいという委員共通の考えもあるので迷うところです。表現をはっきりさせたいけれど、はっきりさせることで解釈の幅を狭めてしまうという危険も生ずると思います。ただし、あまり解説が必要な言葉は使わない方が良いのかなと思いました。

【委員】現在、地区公民館も「コミュニティセンター」と呼んでいるところが多く、皆漠然として広い分野でこの表現を使っています。変に訳して固定化するよりは、「コミュニティ」が良いと思います。

【委員】ワークショップでは区が基本と結論が出ました。なので、表現を「区」にしないのはおかしいと思います。加入促進についても「区」と定義しないで加入促進は無いと思います。せつ

かく6回かけてワークショップで議論した内容がここでひっくり返る様では困ります。

**【委員】**「コミュニティ」という表現は人とのつながりなど漠然とやわらかい雰囲気が出ると思います。一方ではもっと具体的にということですので、「区など地域自治活動」という表現が良いのではと提案します。区とその下に各種団体の自治活動もあります。区加入の表現については、現在市全体では約8割近い方が区に加入されて自治活動を行っているということです。区に入れない理由は様々ありますが、入っていただいた上で地域の中でこうしたことも課題として解決していくという意味も含めて、住民すべてが区に加入し地域課題を解決していくことが大切であり、区の加入については区民全戸が区への加入を促す文章でお願いしたいです。

**【委員】**コミュニティの定義ですが、安曇野市の区長会では区のマニュアルを策定しています。コミュニティの基盤は区であると定義されています。これをもって各区では活動を展開しています。このマニュアルも尊重していただきたく、「地域コミュニティ＝区」ということを定めてもらいたいです。「～等」という表現はあまり大きな意味を感じません。区の下の常会のようなレベルに落としても、区の一部であるため、区で統一ができると思います。

**【委員】**多くの市民が区を市政運営の核と考えているとするならば、当然市民は区に加入しなければならぬと謳うべきだと思います。区民は区長を通して行政に意見を伝えることとなります。このことについて、市政運営とコミュニティはセットで考えるべきであって、区の意見に対して、市として十分に受け止めて対応する、そういう意味合いであると思います。

**【委員】**今の意見には反論せざるを得ません。私は行政に様々な提案をしています。その都度行政からは、「あなたは区長ですか。区長を通してください」と言われます。これが行政の対応の現状です。教育委員会に聞いたらそれが安曇野市のルールだと言われました。これでは条例を制定する意味がないと事務局に伝えました。加入が進んでいないなら、加入が進む条件整備をすべきだろうと。区が基本だから区長から話してもらいたい、行政は楽でしょうが住民はたまりません。色々と要望、提案があってもはねつけられるのは困ります。是非、条例が市民、議会、行政が協働で組み立てられる内容になればと思つての発言です。

**【委員】**区への加入について、平成26年3月策定の協働の計画に基づき、協働のまちづくりを進めていくために足元を見直すと、穂高地域の23区、当時区の加入率が平均で64.7%であり、少ないところでは30.8%というところもありました。特に有明地域の新興地帯の加入率が低く、これでは協働のまちづくりはできないと思い、平成26年度には各区で加入活動を徹底すべきと各区に努力していただきました。区も努力するが、行政にも努力してもらわないと難しい状況であるということが最終的な結論です。区長会としても行政に対して支援のお願いをしました。その結果として、自治基本条例に盛り込むこともできるということ、共に協力して加入率向上に努力しましょうという経過があります。区長会の考え方として、かなり強い表現で、住民である以上、各区に区民として活動に参画すべきであると謳い上げていただきたいと思います。これが加入率を高める一つの手段になりますし、各区長の大きな支援となります。

**【委員】**コミュニティに属しているというのは、地域に住んでいる人という広い意味があります。区に属していなくてもまちづくりには参画しているという例はあると思います。そういった意味では、コミュニティという言葉はパッとこないですが、区に入っている、入っていないというのを超えて、幅広い集まりみたいな精神もあります。最終的に区に入ってもらいたいという気持ちは大変良く分かりますが、でも現実20数%の方は加入していない現実がある中で、そういう方たちはまちづくりにどのように参加してもらえるのかと考える方が、緩やかで良いように思います。

**【委員】** 区長経験者から言いますと、どこの区長も同じだと思いますが、区に加入していただきたいとお願いする時のバックボーンが何もありません。お願いをしても、なんで入らないといけないのかと言われれば、そこでバックボーンが無いので、そうですか、となってしまうと思います。経験から、区の加入については是非条文にある程度入れていただいて、これをバックボーンに加入促進を進めていかないと、と思います。

**【委員】** 区長になって初めて穂高の加入率を知って驚きました。豊科地域ではアパート、マンションを除き、ほぼ100%、区に入っていて当たり前というところがあります。まずは区に入っただけでメリットがないから入っただけだと思いません。特に、顔が見える関係ができていないといざというときに絶対に助けにはなりません。強制するのではなく、メリットを前面に出していく方がわかりやすいように思います。

**【田村会長】** 様々なご意見がありました。どれもごもつともだと思いました。会長としてはこれをまとめるのは大変と感じました。それではここで木村アドバイザーからお願いします。

**【木村アドバイザー】** 私の質問の仕方が誤解を生んだかもしれません。地域コミュニティ云々というのはあくまでも章のタイトルですので、基本的に区という表現で全てやっていくのはワークショップ段階からの合意であります。タイトルを「地域コミュニティ」にするか、それとも最初から「区」としてしまおうかということだけの話です。コミュニティという表現が分かりにくければ、最初から「区」としてしまっても良いと思います。後は、区への加入の表現の仕方について、また、市が区の加入について支援するというのをしっかりと明記した方が良いでしょうということだと思います。この辺が決まれば良いかと思えます。

**【委員】** 「地域コミュニティ（区）」とすれば分かりやすいのかなと思います。

**【田村会長】** 他にご意見が無いようでしたら、この項目については今日の意見をまとめて、次回、また審議いただきたいと思えます。次に「ウ 市政運営」について事務局からお願いします。

※事務局より、（資料7）「他自治体の自治基本条例の構成」より、他自治体の市政運営に関する項目内容について説明。また、（資料9）「自治基本条例に関するアンケート【抜粋】」より、市政運営に関連するアンケート結果について説明。

**【田村会長】** 事務局より説明がありました。市政運営についてご意見をお願いします。

**【木村アドバイザー】** ここでは、どのような項目を条例に入れるか、という点についてご意見をいただければと思います。また、市の附属機関を設置する場合、そのメンバーをどのように選任、選定していくかということについて、「できるだけ幅広い意見が反映するように・・・」というような表現で良いと思いますが、これをどうするかということがあります。安曇野市には既に安曇野市総合計画審議会条例というのがあり、総合計画策定時のメンバー選任について触れているということですので、同じように自治基本条例にも入れるかどうか、ということについて意見を出していただければと思います。

**【委員】** 最初の木村先生のお話しの中で、理念型の下に議会基本条例、行政基本条例、市民参加条例という階層構造になるとお話しがありました。既に議会基本条例はありますが、個人的に、行政基本条例はどうかと思っています。既に個別条例、例えば、安曇野市情報公開条例の第一条、目的では、「もって市民と行政の協働のまちづくりに寄与すること」と明確に記載がありますし、安曇野市行政評価実施要綱にも第一条に「職員の意識改革を目的として実施する行政評価に関し必要な事項を定める」とあります。法令をそのまま運用すれば行政については



全く問題ないかと思えます。そのように自治基本条例には盛り込めば良いかと思えます。

**【田村会長】**他に意見はありますか。（意見なし）それでは次に、「エ 市政（まちづくり）への参加推進」について、事務局より説明をお願いします。

※事務局より、（資料7）「他自治体の自治基本条例の構成」より、市政への参加推進に関連する他自治体の項目内容について説明。

**【木村アドバイザー】**ワークショップでは、市が設置を進めようとしている「まちづくり推進会議」について、自治基本条例に入れるか入れないかということがありました。ワークショップ段階では、まだよくわからないので入れない方がよいのでは、という意見の方が多かったのかなと思います。この点についてどうするか。また、子どもであっても参加する権利をもつ、というようなことも含めて良いかと思えます。核となるのは住民がどう市政に参加していくか、ということで、独立した「住民の参画」というような章を設けてしっかりと書いていくか、もしくは「市政運営」の中で条文として1つ2つ触れれば良いとするのか、技術的な話になりますが、その辺についてご意見をいただければと思います。

**【委員】**「まちづくり推進会議」については何らかの形で是非盛り込んでいただきたいと思えます。ワークショップ段階ではどちらつかずでしたが、区長会でも検討しているということですし、また、地域課題を話し合う組織、場は必要で、どこかで明確にしておいた方が良く考えます。

**【田村会長】**他にありますか。（特になし）無いようでしたら、審議事項は以上になります。

## ②その他

**【事務局】**本日の会議概要につきましては、後日送付させていただきます。訂正等ありましたらお願いします。次回は2月下旬から3月上旬頃を予定しています。また、先ほど、小諸市における区長への報酬等々について質問がありました。この点について確認し、改めて報告します。

**【田村会長】**他に無いようでしたら、以上で本日の議題は全て終了とします。

## (6) 閉会

**【平林副会長】**長時間に渡り、慎重審議ありがとうございました。以上をもちまして、第3回安曇野市自治基本条例制定市民会議を閉会とします。

以上